

議第 29 号

呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市火災予防条例の一部を改正する条例

呉市火災予防条例（昭和 37 年呉市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。
 別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 3 条—第 5 条，第 7 条，第 8 条，第 8 条の 2，第 10 条の 2，第 19 条—第 23 条関係）

種類			離隔距離（c m）					備考		
			入力	上方	側方	前方	後方			
炉	開放炉	使用温度が 800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200			
		使用温度が 300℃ 以上 800℃ 未満のもの	—	150	150	200	150			
		使用温度が 300℃ 未満のもの	—	100	100	100	100			
	開放炉以外	使用温度が 800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200			
		使用温度が 300℃ 以上 800℃ 未満のもの	—	150	100	200	100			
		使用温度が 300℃ 未満のもの	—	100	50	100	50			
ふろがま	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 k W 以下	—	15 注	15	注 浴槽との距離は 0 c m とするが，樹脂（ポリプロピレン）製の浴槽の場合は 2 c m とする。		
			内がま	21 k W 以下	—	—	60		—	
	不燃以外	半密閉式	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 k W 以下	—	15		15	15
				外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21 k W 以下	—	15		60	15
		不燃以外	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21 k W 以下	—	15		60	—
				外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 k W 以下	—	15		60	—

気体燃料

		内がま	以下	つては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)					
		密閉式	21 kW以下	(ふろ用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	—	2注	2	2	
		屋外用	21 kW以下	(ふろ用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	60	15	15	15	
不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下	(ふろ用以外のバーナーを持つものにあつては42 kW以下)	—	4.5注	—	4.5
			内がま	21 kW以下	(ふろ用以外のバーナーを持つものにあつては42 kW以下)	—	—	—	—
	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下	(ふろ用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	—	4.5	—	4.5	
		外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下	(ふろ用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	—	4.5	—	4.5	
			21 kW	(ふろ用以外のバーナーを持つものにあ	—	—	—	—	

				内がま	以下	つては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)						
				密閉式	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2注	—	2		
				屋外用	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	30	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外			39kW以下		60	15	15	15		
	液体燃料	不燃			39kW以下		50	5	—	5		
	上記に分類されないもの				—		60	15	60	15		
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	注1 1道を使用するにあつては15cmとする。 注2 ト型の接続場あは100cmとする。	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kWを超え70kW以下	100	15	100注1	15		
					強制排気型	26kW以下	100	150	150	150		
					強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10		
	不燃	半密閉式	強制対流型	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10			
				温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5			
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150			
					強制排気型	26kW以下	50	5	—	5		

		密閉式	強制給排気型	26 k W以下	50	5	—	5		
		上記に分類されないもの		—	100	60	60 注 2	60		
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ, キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14 k W以下	100	15 注	15	15 注	
				据置型レンジ	21 k W以下	100	15 注	15	15 注	
	不燃	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ, キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14 k W以下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21 k W以下	80	0	—	0		
		上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7 k W以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7 k W以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式	12 k Wを超え42 k W以下	—	15	15	15		
				12 k W以下	—	4.5	4.5	4.5		
		密閉式	42 k W以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
		屋外用	フードを付けない場合	42 k W以下	60	15	15	15		
			フードを付ける場合	42 k W以下	15	15	15	15		
		不燃	開放式	フードを付けない場合	7 k W以下	30	4.5	—	4.5	
	フードを付ける場合			7 k W以下	10	4.5	—	4.5		
	半密閉式		42 k W以下	—	4.5	—	4.5			
	密閉式		42 k W以下	4.5	4.5	—	4.5			
	屋外用	フードを付けない場合	42 k W以下	30	4.5	—	4.5			
		フードを付ける場合	42 k W以下	10	4.5	—	4.5			
	液体燃料	不燃以外	12 k Wを超え70 k W以下	60	15	15	15			
12 k W以下			40	4.5	15	4.5				
不燃		12 k Wを超え70 k W以下	50	5	—	5				
		12 k W以下	20	1.5	—	1.5				
		上記に分類されないもの	23 k Wを超える	120	45	150	45			
			23 k W以下	120	30	100	30			
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型, つり下げ型	7 k W以下	30	60	100	4.5
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	自然対流型	19 k W以下	60	4.5	4.5 注	4.5
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型, つり下げ型	7 k W以下	15	15	80	4.5

機体の又方隔を
本方後離離を
注器上側はの距離を
示す。

注 熱方一にす合つ
対流が向中場あ
対向方集るに

		半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	自然対流型	19 kW以下	60	4.5	4.5注	4.5	ては 60 cm とする。		
液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39 kW以下	150	100	100	100			
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39 kW以下	150	15	100	15			
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39 kW以下	120	100	—	100			
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39 kW以下	120	5	—	5			
上記に分類されないもの					—	150	100	150	100			
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
					5.8 kW以下	15	4.5	—	4.5			
	上記に分類されないもの	内部容積が 1 立方メートル以上のもの		—	100	50	100	50				
		内部容積が 1 立方メートル未満のもの		—	50	30	50	30				
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
				瞬間型	フードを付けない場合	12 kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付ける場合	12 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
			半密閉式				12 kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型				12 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型				12 kW以下	—	0	—
					壁掛け型，据置型		12 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用			フードを付けない場合		12 kW以下	60	15	15	15	
					フードを付ける場合		12 kW以下	15	15	15	15	
			開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		7 kW以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合		7 kW以下	10	4.5	—	4.5	
		瞬間型	フードを付けない場合				12 kW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合				12 kW以下	10	4.5	—	4.5	
		不燃	半密閉式				12 kW以下	—	4.5	—	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型				12 kW以下	4.5	4.5	—	4.5
瞬間型	調理台型					12 kW以下	—	0	—	0		
			壁掛け型，据置型		12 kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
屋外用			フードを付けない場合				12 kW以下	30	4.5	—	4.5	

				フードを付ける場合	12 kW以下	10	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外				12 kW以下	40	4.5	15	4.5		
液体燃料	不燃				12 kW以下	20	1.5	—	1.5		
給湯湯沸設備	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12 kWを超え42 kW以下	—	15	15	15		
			瞬間型		12 kWを超え70 kW以下	—	15	15	15		
		密閉式	常圧貯蔵型		12 kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	—	0	—	0		
				壁掛け型，据置型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12 kWを超え42 kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合		12 kWを超え42 kW以下	15	15	15	15	
			瞬間型	フードを付けない場合		12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合		12 kWを超え70 kW以下	15	15	15	15	
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12 kWを超え42 kW以下	—	4.5	—	4.5	
				瞬間型		12 kWを超え70 kW以下	—	4.5	—	4.5	
			密閉式	瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	—	0	—	0	
	壁掛け型，据置型				12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
	屋外用		常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12 kWを超え42 kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合		12 kWを超え42 kW以下	10	4.5	—	4.5	
		瞬間型	フードを付けない場合		12 kWを超え70 kW以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合		12 kWを超え70 kW以下	10	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外			12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15		
	液体燃料	不燃			12 kWを超え70 kW以下	50	5	—	5		
		上記に分類されないもの				—	60	15	60	15	
	移動式ストーブ	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5	注1 流が一方に集中する場合に於ては60cmとする。
					全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100	
			バーナーが隠蔽	自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5	4.5		
				強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
不燃		開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4.5		
				全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80		

液体燃料	不燃以外	バーナーが隠蔽	自然対流型	7 kW以下	80	4.5	4.5 注1	4.5			
			強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5			
		開放式	放射型		7 kW以下	100	50	100	20		
			自然対流型		7 kWを超え12 kW以下	150	100	100	100		
					7 kW以下	100	50	50	50		
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12 kW以下	100	15	100	15		
	温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え12 kW以下		100	150	150	150				
	不燃	開放式	放射型		7 kW以下	80	30	—	5		
			自然対流型		7 kWを超え12 kW以下	120	100	—	100		
				7 kW以下	80	30	—	30			
		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12 kW以下	80	5	—	5			
			温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え12 kW以下	80	150	—	150			
		7 kW以下	80	100	—	100					
固体燃料				—	100	50 注2	50 注2	50 注2			
調理用器具	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8 kW以下	100	15	15	15		
				卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	100	15 注	15	15 注		
				加熱部が開放	卓上型グリル	7 kW以下	100	15	15	15	
					卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7 kW以下	50	4.5	4.5	4.5	
				バーナーが隠蔽	加熱部が隠蔽	卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5
					炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7 kW以下	30	10	10	10	
			圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	30	10	10	10			
			気体燃料	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8 kW以下	80	0	—	0	
					卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	80	0	—	0	

注2 方向性を有するものは100cmとする。

注 機器本体の上方後方の距離を示す。

				加熱部が開放	卓上型グリル	7 kW以下	80	0	—	0	
			バーナーが隠蔽		卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7 kW以下	30	4.5	—	4.5	
				加熱部が隠蔽	卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7 kW以下	10	4.5	—	4.5	
					炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7 kW以下	15	4.5	—	4.5	
					圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5	
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外			6 kW以下	100	15	15	15		
		不燃			6 kW以下	80	0	—	0		
		固体燃料			—	100	30	30	30		
電気 温風機	不燃以外			2 kW以下	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注 温 風 吹 し に て c す の 出 向 つ 6 0 と あ は ま る。 。		
	不燃			2 kW以下	0注	0注	—注	0注			
電気調理用機器	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱器（この形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8 kW以下（1口当たり2 kWを超え3 kW以下）	100	2	2	2	注 1 本 方 方 後 離 ん 分 磁 加 調 で 場 お 発 の か 距 を 示 す。 注 2 本 方 上 側 の 距 こ 部 電 導 式 器 い に る 体 周 の ） を 離 示 す。		
					—	20注1	—	20注1			
					—	10注2	—	10注2			
					100	2	2	2			
					—	15注1	—	15注1			
					—	10注2	—	10注2			
電気			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8 kW以下（1口当たり1 kW以下）	100	2	2	2	注 機 体 上 本 方		
					—	10注1注2	—	10注1注2			
					5.8 kW以下（1口当たり3.3 kW以下）	100	2	2	2		

					—	10 注 2	—	10 注 2	方後離離ん分磁加調のにる体周の)。 側はの距こ部電導式器合熱外ら離す。 の又方隔(ろが誘熱理場お発のか距を示す。
	不燃	電 気 こ ん ろ る, 電 気 レ ン ジ, 電 磁 誘 導 調 理 器 (こ ん ろ 形 態 の に 限 る。)	こんろ部分の全 部又は一部が電 磁誘導加熱式調 理器でないもの	4.8 k W 以下 (1 口当たり 3 k W 以 下)	80	0	—	0	
			こんろ部分の全 部が電磁誘導加 熱式調理器のも の	5.8 k W 以下 (1 口当たり 3.3 k W 以下)	—	0 注 1 注 2	—	0 注 1 注 2	
					80	0	—	0	
					—	0 注 2	—	0 注 2	
電 気 天 火	電 気	不燃以外		2 k W 以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 気 に 排 口 あ 面 て は つ c m と する。
		不燃		2 k W 以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電 子 レ ン ジ	電 気	不燃以外		電熱装置を有するもの	2 k W 以下	10	4.5 注	4.5 注	注 気 に 排 口 あ 面 て は つ c m と する。
		不燃		電熱装置を有するもの	2 k W 以下	10	4.5 注	—	
電 気 ス ト ー プ	電 気	不燃以外	前方放射型 (壁取付式 及び天井取付式のものを 除く。)	2 k W 以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型 (壁取付式 及び天井取付式のものを 除く。)	2 k W 以下	100	100	100	100	
			自然対流型 (壁取付式 及び天井取付式のものを 除く。)	2 k W 以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型 (壁取付式 及び天井取付式のものを 除く。)	2 k W 以下	80	15	—	4.5	
			全周放射型 (壁取付式 及び天井取付式のものを 除く。)	2 k W 以下	80	80	—	80	
			自然対流型 (壁取付式 及び天井取付式のものを 除く。)	2 k W 以下	80	0	—	0	

電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1 k W以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1 面に口す 排有器 を機あ るにつつ ては0と する。
		不燃	食器乾燥器	1 k W以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機，食器乾燥機，食器洗い乾燥機	3 k W以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注2 口あは 排面につ ては4.5 cmとする。
		不燃	衣類乾燥機，食器乾燥機，食器洗い乾燥機	3 k W以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10 k W以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10 k W以下	0	0	—	0	

備考1 「気体燃料」，「液体燃料」，「固体燃料」及び「電気」は，それぞれ，気体燃料を使用するもの，液体燃料を使用するもの，固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2 「不燃以外」は，離隔距離の対象が不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。

3 「不燃」は，離隔距離の対象が不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合をいう。

付 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。